

証券税制 Q & A

教えて!

小谷野先生



相続・贈与編

Q 海外にいる親族が、外国会社の株式を相続により取得した場合には、日本の相続税がかかるかと聞きましたが、本当でしょうか。

A はい、一定の場合には日本の相続税は課税されません。

相続税法において、納税義務を負うかどうかは、相続により財産を取得した人の住所および国籍により①居住無制限納税義務者の非居住無制限納税義務者③制限納税義務者の3種類に区分され、その区分により課税対象となる財産も規定されています。

①居住無制限納税義務者 相続により財産を取得した個人が、財産取得の時にあって日本に住所を有する者(これを居住無制限納税義務者という)である場合には、その取得した財産が日本国内にあるか否かを問わず、その全部について相続税が課税されます。

海外にいる親族が、外国会社の株式を相続により取得した場合には、日本の相続税がかかるかと聞きましたが、本当でしょうか。

はい、一定の場合には日本の相続税は課税されません。相続税法において、納税義務を負うかどうかは、相続により財産を取得した人の住所および国籍により①居住無制限納税義務者の非居住無制限納税義務者③制限納税義務者の3種類に区分され、その取得した財産が日本国内にあるか否かを問わず、その全部について相続税が課税されます。

②非居住無制限納税義務者 相続により財産を取得した個人が、その財産を取得した時において日本国内に住所を有していない者(②の非居住無制限納税義務者となる者を除き、これを制限納税義務者という)は、その取得した財産のうち日本にある財産についてのみ相続税が課税されます。

よって相続税が課税されない財産のパターンとしては、①相続人が日本に住所を有しておらず、かつ、日本国籍を有していない場合で、取得した財産のうち国外の財産②相続人および被相続人が過去5年以内日本に住所を有しない場合で、取得した財産のうち国外の財産③の2パターンあることになります。

次に、財産が国外にあるかどうかの判定基準ですが、税法上は財産の種類に依り、その相続により財産を取得した時の現況により判定することとされています。以下、株式、出資、公社債の判定基準を示します。

・社債、株式、出資：発行法人の本店または主たる事務所の所在地
・外国の国債等の公債：当該外国
ご質問のケースでは、取得した財産が外国会社の株式とのことですので、その財産は国外財産として扱われます。そして、相続人が海外に住ん

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

でいることから、当該相続人が日本国籍を有していない場合は、当該相続人および被相続人のいずれもが過去5年以内日本に住所を有しない場合には、その相続により取得した外国会社の株式については、日本の相続税は課税されません。社債については日本の相続税は課税されないこととなります。(なお、以上は日本の課税関係であり、居住国や財産の所在国などにおける税制の適用を受ける可能性があります)

相続人	被相続人	国内に住所なし		日本国籍あり	日本国籍なし
		日本国籍あり	日本国籍なし		
国内に住所あり	国内に住所あり	5年以内に国内に住所あり	5年を超えて国内に住所なし	国内・国外財産ともに課税	
		5年以内に国内に住所なし	5年を超えて国内に住所あり	国内財産のみに課税	